

松戸市立図書館資料選定基準

(目的)

第1条 この基準は、松戸市立図書館資料収集方針(以下、「方針」という。)に基づき、適正な図書館資料(以下、「資料」という。)を収集するための具体的な基準を示すことを目的とする。

(選定の考え方)

第2条 資料の選定にあたっては、方針の内容の他、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 各分野の基本的な資料を選定する。
- (2) 新しい技術の開発、法令の改廃等、時代の変化をふまえて選定する。
- (3) 進歩が著しい分野の資料は、最新の情報に留意して選定する。
- (4) レファレンスに有用なものを除き、極めて高度な専門書は選定しない。
- (5) 書き込み式の参考書及び問題集は選定しない。
- (6) 全集及びシリーズものについては、継続的に購入可能か十分検討して選定する。
- (7) 特定の個人や団体の営利宣伝及び誹謗中傷をするような資料は選定しない。
- (8) 人権又はプライバシーを侵害するおそれのある資料、暴力的・性的表現が過激で露骨な資料等は選定しない。
- (9) 著しく破損しやすい資料、特殊な付録付きの資料等は選定しない。
- (10) コミックエッセイについては、個別に内容を吟味して選定する。

(分野別選定基準)

第3条 方針及び前条をふまえた上で、各分野の選定にあたっての基準は次のとおりとする。

1 一般書

(1) 総記(0類)

- ア 図書館の利用法等、市民の読書活動及び図書館利用に関する資料は積極的に選定する。また、図書館学に関する資料及び書評類についても、図書館の運営に活用できるよう幅広く選定する。
- イ 目録及び書誌類については網羅的に収集する。
- ウ 情報科学及びシステムに関する資料については、時代の動向と進展に留意し、常に新しい情報を提供できるよう選定する。
- エ 百科事典及び年鑑類は調査・研究に利用することが多いため、類書も含め計画的に継続して選定する。

(2) 哲学(1類)

- ア 哲学及び心理学については、研究書、解説書等を中心に、入門書から専門書及び各学派の基本図書や各学者の代表的な著作を幅広く体系的に選定する。
- イ 心霊研究、易占、及び人生訓等については、厳選して選定する。
- ウ 宗教については、特定の宗派に偏らないよう中立かつ公正な立場を守り、各宗・各派の基本図書を中心に選定する。

(3) 歴史(2類)

- ア 特定の学派、学説、及び歴史観に偏らないよう、多様な観点に立った資料をバランスよく選定する。
- イ 歴史に関する資料については、各国・各時代のもを幅広く選定する。また、入門書、概説書、専門書等のバランスを考慮して選定する。
- ウ 伝記については、内容の正確性に留意し、各分野の著名な人物の伝記を中心に選定する。
- エ 地図及びガイドブック等については、国内国外とも各地域が記載されているものを豊富に収集する。また、常に新しい情報を提供できるよう選定する。

(4) 社会科学(3類)

- ア 社会科学は、さまざまな学説及び主張がある分野であるため、多様な観点に立った資料を偏りなく選定する。
- イ 法律については、入門書から専門書まで実用書を含め体系的に選定するとともに、法改正に応じて新版・改訂版を選定し、最新の情報に留意する。
- ウ 人権に関する資料については、人権問題について理解を深めることができるよう、幅広く選定する。
- エ 経営については、類書の有無を考慮しつつ、市民のビジネス支援に役立つような実用書等を積極的に選定する。
- オ 社会問題については、生活に密着した内容の資料を中心に、社会の動向に留意して選定する。
- カ 教育については、学校・家庭・社会等の生涯にわたる教育において、今日的な課題について対応できるような実用書等を積極的に選定する。

(5) 自然科学(4類)

- ア 自然科学は、進歩や変化が著しい分野であるため、常に新しい情報を提供できるよう資料を選定する。
- イ 特定の主題に偏らないよう、入門書から専門書まで体系的に選定する。
- ウ 最新の情報に基づいて内容が正確で分かりやすいものを選定する。
- エ 医学及び薬学については、医学的根拠のない治療法・健康法に関する資料は避け、内容に留意して選定する。

(6) 技術・工学(5類)

- ア 新しい理論及び技術に関する資料を提供できるよう、最新の情報に留意して選定する。
- イ 科学技術への関心・興味が深められるよう、入門書から専門書まで実用書を含め幅広く選定する。
- ウ 通信技術及び情報工学については、技術開発が早く変化が激しい分野であるため、常に新しい情報を提供できるよう選定する。
- エ 家政学及び生活科学については、日常生活に役立つ実用書を中心に選定する。但し、付録付きの資料が多いので、装丁に留意する。

(7) 産業(6類)

- ア 各産業の歴史及び動向等について、入門書から専門書まで実用書を含め幅広く選定する。
- イ 実務・趣味に役立つ資料を選定する。
- ウ 商業・マーケティング等のビジネスに役立つ資料については、最新の情報に留意する。

(8) 芸術(7類)

- ア 芸術については、市民の趣味・教養に資する資料を鑑賞、研究、及び実技等の面から幅広く選定する。
- イ 画集・写真集等については、総合的に編集の優れた図版及び写真の再現が良好なものを選定する。
- ウ コミックについては、各時代を代表する作品及び社会的評価の高い資料を厳選して選定する。
- エ 音楽に関する資料については、各ジャンルの入門書を中心に古典から現代まで幅広く選定する。なお、一枚物の楽譜は選定しない。
- オ テレビ・映画等の個々の作品に関する資料は、著名な作品・人物についての資料を中心に選定する。
- カ 芸能人に関する資料については、文化的な評論等を厳選して選定する。
- キ スポーツに関する資料については、各種目の入門書から専門書まで、スポーツの実践及び観戦に役立つものを幅広く選定する。また、新しいスポーツに関する資料も積極的に選定する。
- ク 諸芸及び娯楽については、歴史から理論、技法まで解説がわかりやすい資料を中心に選定する。なお、ゲームの攻略本は選定しない。
- ケ 囲碁・将棋等に関する資料は、初心者向きから上級者向きまで偏りなく選定する。

(9) 言語(8類)

- ア 語学関係の資料については、各言語に関する資料を幅広く選定する。
- イ 辞典類については、主要な言語のものを中心に選定する。
- ウ 日本語に関する資料は、入門書から専門書まで幅広く選定する。
- エ 式辞、挨拶、及び手紙の書き方等の実用書は、類書の有無を考慮して選定する。

(10) 文学(9類)

- ア 文学作品については、古典文学から現代文学まで幅広く選定する。
- イ 詩歌・戯曲等は、主要な作家の作品及び代表的な作品を中心に選定する。
- ウ 個人全集、選集、及び評論等については、評価が定まった作家及び文学者のものを中心に選定する。
- エ 日本の古典文学作品は、原典を中心に現代語訳に留意して選定する。
- オ エッセイについては、文学的な評論から身近な感想まで、多角的な評価を行い選定する。
- カ ルポルタージュについては、事実に対する視点が明確で、著者による調査が行き届いたものを選定する。
- キ 外国文学については、翻訳者の違い等に留意して各国の文学作品を幅広く選定する。

「松戸市立図書館児童書評価基準」に基づいて選定する。

3 ヤング・アダルト図書

- (1) 概ね13歳から18歳までのヤング・アダルト世代を対象とした図書、雑誌等について積極的に選定する。
- (2) ヤング・アダルト世代が日常生活を送る中で、直接・間接的に役立つ資料を選定する。
- (3) ヤング・アダルト世代の持つ関心事を行動に結びつけることのできる資料を選定する。

4 地域資料

- (1) 松戸市を中心に、千葉県内及び近隣地域に関する資料を幅広く選定する。
 - ア 歴史、地誌、神社・仏閣、行政、経済、文化、民話、慣習、年中行事、及び郷土芸能等に関するもの
 - イ 松戸市及び周辺自治体の行政資料、刊行物、及び関連記事等
- (2) 松戸市にゆかりのある人物の著作及び関連資料並びに松戸市を舞台にした作品についても選定する。

5 参考資料

- (1) 調査・研究のために必要な資料を幅広く選定する。
- (2) 目次・索引等、効率的に検索できるよう機能が整えられた資料を積極的に選定する。
- (3) 事典、辞典、及び辞書等については、改訂・改版に留意し、特定の主題に偏らないよう幅広く選定する。
- (4) 年鑑・白書等、定期的に出版される資料は、計画的・継続的に選定する。
- (5) 法令集・判例集については、法令の制定及び改廃に留意する。
- (6) 図鑑・図録については、写真及び図版が優れた資料を中心に選定する。

6 新聞

- (1) 主要全国紙、地元地方紙、及び市内ローカル紙を中心に幅広く選定する。
- (2) 専門紙及び外国語の新聞等についても留意する。

7 雑誌

- (1) 一つの主題に偏らないよう各分野において幅広く選定する。
- (2) 外国語の雑誌についても留意する。

8 視聴覚資料(AV 資料)

- (1) クラシック、邦楽、及びポピュラー等、各ジャンルの代表的な演者の作品で、評価の定まった資料を中心に選定する。
- (2) 音楽以外についても、実用的な資料及び記録的価値の高い資料を選定する。

(補則)

第4条 この図書選定基準に定めるもののほか、図書選定に必要な事項は、別に定める。

附則

この選定基準は、昭和51年10月1日から施行する。

附則

この選定基準は、平成29年8月2日から施行する。